



県章

山形県公報

平成28年1月26日(火)

第2716号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

| | | |
|-------------------------|------------------|----|
| ○地方税の収納の事務の委託…………… | (税 政 課) …… | 83 |
| ○土地改良事業の計画変更の適当の決定…………… | (置賜総合支庁農村計画課) …… | 84 |
| ○県営土地改良事業計画の変更…………… | (同) …… | 同 |
| ○同…………… | (同) …… | 85 |
| ○同…………… | (同) …… | 同 |
| ○同…………… | (同) …… | 同 |

公 告

| | | |
|-----------------------------|--------------|----|
| ○監査結果の公表…………… | (監 査 委 員) …… | 86 |
| ○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表…………… | (同) …… | 88 |
| ○同…………… | (同) …… | 89 |

告 示

山形県告示第82号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成28年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

県税(法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉾区税、狩猟税、産業廃棄物税、料理飲食等消費税及び特別地方消費税に限る。)に係る徴収金の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|---------------------|
| 地銀ネットワークサービス株式会社 | 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 |
| 株式会社山形銀行 | 山形市七日町三丁目1番2号 |
| 国分グローサーズチェーン株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 |
| 株式会社ココストア | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 |
| 株式会社サークルKサンクス | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 |
| 株式会社しんきん情報サービス | 東京都港区港南一丁目8番27号 |

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 株式会社スリーエフ | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 |
| 株式会社セイコーマート | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 |
| 株式会社セーブオン | 群馬県前橋市亀里町900番地 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 |
| 株式会社ポプラ | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| ミニストップ株式会社 | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 |
| 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎一丁目11番2号 |

3 委託期間 平成28年1月1日から平成30年12月31日まで

山形県告示第83号

野川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成28年1月15日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
長井市役所及び飯豊町役場
- 縦覧に供する期間
平成28年1月26日から同年2月24日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営こうぞく地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営こうぞく地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
川西町役場
- 縦覧に供する期間
平成28年1月26日から同年2月24日まで
- その他
この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをするこ

とができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営宮地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営宮地地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成28年1月26日から同年2月24日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営添川・椿地区土地改良事業（農村災害対策整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営添川・椿地区土地改良事業（農村災害対策整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

飯豊町役場

3 縦覧に供する期間

平成28年1月26日から同年2月24日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営白兔地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営白兔地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所

3 縦覧に供する期間

平成28年1月26日から同年2月24日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成27年12月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年1月26日

| | | | |
|---------|---|---|-------|
| 山形県監査委員 | 森 | 田 | 廣 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関42箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 | |
|-----------------------------|------------|-------------|------|
| 遊 佐 高 等 学 校 | 平成27年12月1日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 庄 内 警 察 署 | 平成27年12月1日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 酒 田 光 陵 高 等 学 校 | 平成27年12月1日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 酒 田 西 高 等 学 校 | 平成27年12月1日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー | 平成27年12月1日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 山 形 空 港 事 務 所 | 平成27年12月1日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 村 山 教 育 事 務 所 | 平成27年12月1日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 鶴 岡 中 央 高 等 学 校 | 平成27年12月2日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 水 産 試 験 場 | 平成27年12月2日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 庄 内 教 育 事 務 所 | 平成27年12月2日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 鶴 岡 警 察 署 | 平成27年12月2日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 庄 内 児 童 相 談 所 | 平成27年12月2日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 総 合 療 育 訓 練 セ ン タ ー 庄 内 支 所 | 平成27年12月2日 | 広谷委員 | 加藤委員 |

| | | | |
|-----------------|-------------|------|------|
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 平成27年12月2日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 鶴岡乳児院 | 平成27年12月2日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 鶴岡高等養護学校 | 平成27年12月2日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 小国警察署 | 平成27年12月7日 | 加藤委員 | |
| 小国高等学校 | 平成27年12月7日 | 加藤委員 | |
| 新庄北高等学校 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 新庄南高等学校 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 飯豊少年自然の家 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 長井高等学校 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 長井警察署 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 米沢東高等学校 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 上山高等養護学校 | 平成27年12月10日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 神室少年自然の家 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 新庄神室産業高等学校 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 上山明新館高等学校 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 米沢興譲館高等学校 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 内水面水産試験場 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 高畠高等学校 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 米沢養護学校 | 平成27年12月10日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 長井工業高等学校 | 平成27年12月21日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 米沢商業高等学校 | 平成27年12月21日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 米沢警察署 | 平成27年12月21日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 工業技術センター置賜試験場 | 平成27年12月21日 | 森田委員 | 会田委員 |
| 米沢工業高等学校 | 平成27年12月21日 | 森田委員 | 会田委員 |

| | | | |
|---------------|-------------|------|------|
| 荒 砥 高 等 学 校 | 平成27年12月21日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 置 賜 教 育 事 務 所 | 平成27年12月21日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 南 陽 高 等 学 校 | 平成27年12月21日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| や ま な み 学 園 | 平成27年12月21日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 南 陽 警 察 署 | 平成27年12月21日 | 広谷委員 | 加藤委員 |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 米沢養護学校

(イ) 契約事務が適切でないものがある。

(内容)

工事請負契約について、一括発注し競争入札にすべきところ、正当な理由がないままに1件250万円以下に分割し随意契約により発注しているもの 1件

本校校舎教室エアコン設置工事（エアコン6台）

契約日 平成27年3月16日

完成日 平成27年3月20日

契約金額 2,376,000円

本校校舎教室エアコン設置追加工事（エアコン7台）

契約日 平成27年3月23日

完成日 平成27年3月27日

契約金額 1,576,800円

契約金額合計 3,952,800円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 代金の支払を履行の完了確認をした日から2箇月を超えてしていないものがある。（酒田光陵高等学校）

(ロ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。（米沢養護学校）

(ハ) 期末手当等の諸手当について、期間率の算定を誤ったこと等により返納を要する5万円以上のものがある。（長井高等学校、米沢興譲館高等学校、米沢工業高等学校）

ロ 契 約

(イ) 物件売払契約において、契約金額の納付前にもかかわらず契約物件の引渡を行っているものがある。（内水面水産試験場）

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続が行われていないものがある。（荒砥高等学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成27年12月16日付けで山形県知事から通知があった。

平成28年1月26日

山形県監査委員 森 田 廣
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|-------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 管財課 | （庁舎に関する将来計画の策定） 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。 | 平成25年5月に設置した県有財産総合管理推進本部において、平成27年10月に「山形県県有建物長寿命化指針」を策定し、県有建物の長寿命化の方向性について定めた。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成27年6月5日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成27年12月16日付けで山形県知事から通知があった。

平成28年1月26日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 子ども家庭課 | （鶴岡乳児院における備品の照合確認実施状況） 平成25年度と平成26年度の備品の照合確認結果を比較すると、その間、処分した備品がないにもかかわらず、平成26年度の照合確認時に現物が確認できなかった備品について、平成25年度の照合確認結果では確認印があるものが9件、備品の特定が不明なものが2件、発見された。照合確認の際は、確実に備品現品と備品台帳とを照合しなければならない。 | 現物との照合確認を確実にを行うため、複数職員で実施し、特定不明となった備品については、特定したうえで写真を撮り、管理台帳に添付し管理することとした。 |
| 子ども家庭課 | （鶴岡乳児院における備品台帳の修正） 備品現物は過年度に処分したものの、備品台帳が修正されていない事案が確認された。過年度に処分した可能性があるとのことであり、規程等に従い、不整合調査報告のうえ台帳の修正等を行うべきである。 | 平成27年8月に、備品台帳の照合を行い、過年度に処分したと思われる備品については、不用処分の決定を行った。 |
| 子ども家庭課 | （鶴岡乳児院における備品標示票の貼付） 備品標示票の貼付がない備品が確認された。規程等に基づき備品標示票の貼付が必要である。屋外にあり、備品標示票が剥がれる可能性があるならば、備品台帳の仕様書添付欄に備品の写真データを添付する等、適正な管理ができるよう対応すべきである。 | 平成27年8月に、当該備品には確実に備品標示票を貼付した。貼付ができない備品については、特定できるよう写真を撮り、管理台帳に添付し管理することとした。 |

平成28年1月26日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年1月26日発行 発行人 山 形 県